

## お知らせ

法令試験の取扱いについては、平成25年10月31日付け公示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」により規定されているところですが、法令試験不合格後の取扱いについてお知らせしますので、ご留意願います。

### 1. 試験の期日について

事業許可更新申請に係る再試験（2度目の法令試験）の結果不合格であった者が更新の許可を得るためには、「基礎講習」を修了したうえで、再試験不合格後の法令試験（以下、「再々試験等」という。）を受験する必要があるところですが、再試験不合格の日から1年後の日が含まれる月に実施される試験の日が期日となります。この期日までに再々試験等に合格できなかった場合、更新申請について不許可処分の手続きを行うこととなります。

### 2. 再々試験等の受験について

再々試験等は、告示で定められた基礎講習を修了するごとに1回、受験が可能となります。

基礎講習の修了については、基礎講習実施者が基礎講習を修了した旨を証明する修了証書または運行管理者等講習手帳により確認を行いますので、基礎講習を修了した場合には、修了証書等の写しを関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで郵送又は持参願います。

確認後、試験実施日等を書面にて通知いたします。

※基礎講習実施機関については国土交通省ホームページ等でご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/dispatcher.html>